

2016年8月10日

株式会社日本レジストリサービス

JPドメイン名諮問委員会の答申JPRS-ADVRPT-2015001への対応

2016年6月20日にJPドメイン名諮問委員会より、不正行為に使われているJPDドメイン名へのレジストリとしての対応に関する答申がなされました。

この答申を受け、当社において検討を行い、答申書記載の事項について、下記の通り対応します。

記

1. レジストリとしての取り組み姿勢はどうあるべきかについて

不正行為が社会問題として拡大し、緊急に対応しなければ被害が急速に深刻化するものもあるため、答申に従い、インターネットの運用に携わる一員としての立場から不正行為による被害の防止・軽減に取り組む関係機関の連携に加わり、レジストリとして可能な取り組みを進めます。

2. どのような不正行為を対象とすべきかについて

答申に従い、不正行為に対し、JPドメイン名の登録管理およびJP DNSの運用という役割や指定事業者との関係を生かし、関係機関と連携可能なものから取り組みます。

3. 個別の事象が不正行為であるか否かを誰が判断すべきかについて

答申に従い、個別の事象が不正行為であるか否かは、それを適切に判断できる中立的・専門的な第三者機関がある場合はそこに委ねます。そのような第三者機関が無い場合、判断のための枠組みや判断基準となるガイドラインなど、関係機関と協力し、検討を進めます。

4. 不正行為に使われているJPドメイン名に対して、関係機関とどのように連携し、レジストリとしてどのような対応を行うべきかについて

答申に従い、不正行為に使われているドメイン名への対応においては、不正行為が行われているWebサイトのコンテンツ削除、メールアドレスの使用停止、URLなどのフィルタリングなどコンテンツの発信や受信の現場に近いコンテンツサービス事業者やISPなどでの対応を補うという観点から、レジストリ

としてのドメイン名の使用停止の措置について過剰な対応とならないよう適切な対応手順の検討を進めます。

5. 電気通信事業法における特定ドメイン名電気通信役務の提供義務を踏まえレジストリとしての対応をどのように実装すべきかについて

答申に従い、不正行為に使われているドメイン名への対応としてドメイン名の使用停止を検討する際には、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護するという電気通信事業法の目的に照らし、電気通信事業法における特定ドメイン名電気通信役務の提供義務の範囲や考え方について総務省と確認・調整します。

以上

参考文書

- ・ 不正行為に使われているJPドメイン名へのレジストリとしての対応について（JPRS-ADV-2015001）
- ・ 諮問書JPRS-ADV-2015001の諮問事項に関する答申（JPRS-ADVRPT-2015001）